

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「事業承継・引継ぎ補助金」で

雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、事業承継・M&A、グループ化後の経営革新（設備投資、販路開拓等）や、M&A時の専門家活用費用等を支援します！

経営革新 枠

事業承継※1・M&A後の経営革新（設備投資・販路開拓等）に係る費用を補助します※2

※1：経営者交代類型は承継前の後継者も対象です

※2：複数の中小企業を子会社化し、グループ全体の生産性向上のための投資を行う場合、グループ一体として申請できる「グループ申請」を新設しています

専門家活用 枠

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、セカンドオピニオン、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

廃業・ 再チャレンジ 枠

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

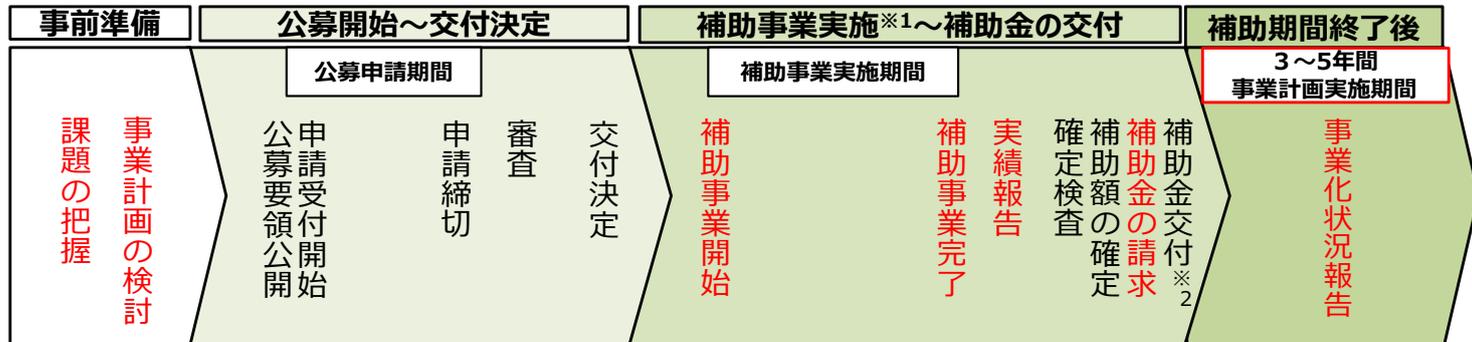
※廃業・再チャレンジ枠は、経営革新枠・専門家活用枠と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和5年度補正予算で中小機構に措置



事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	経営革新枠	専門家活用枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	経営資源引継ぎ型創業や事業承継(親族内承継実施予定者を含む)、M&Aを過去数年以内に行った者、又は補助事業期間中に行う予定の者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	600～800万円* *一定の賃上げを実施する場合、補助上限を800万円に引き上げ	600万円	150万円* *経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3* *中小企業者等のうち、①小規模、②営業利益率の低下(物価高影響等)、③赤字、④再生事業者のいずれかに該当する場合：2/3	買手支援類型：2/3 売手支援類型：1/2・2/3* *①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合：2/3	1/2・2/3* *経営革新枠、専門家活用枠と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	店舗等借入費、設備費、原材料費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、広報費	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)

活用イメージ

経営革新枠 経営者交代類型

事業承継を契機に、新市場を開拓するため、再生エネルギー分野の特殊ボルト開発を目的に高精度加工機械を導入。

専門家活用枠 買手支援類型

経営戦略として、売上拡大・事業効率化を図るため、同じ県内の同業者をM&Aにより承継。経営資源の引継ぎにより、規模の経済拡大に伴う売上拡大・事業効率化につながった。

お問い合わせ先

経営革新枠 (050-3000-3550)

専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠 (050-3000-3551)

公募サイト

応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

